

# 福岡県公報

平成24年3月16日  
第 3 3 7 6 号

## 目 次

告 示 (第409号 - 第445号)

○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) ……………	2
○都市計画の変更	(都市計画課) ……………	2
○都市計画の変更	(都市計画課) ……………	2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課) ……………	2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課) ……………	3
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課) ……………	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………	3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	4
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	4
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	4
○家畜伝染病予防法第5条第1項に基づく検査の実施に関する告示について	(畜産課) ……………	5
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	7

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	7
○土地改良区が行う土地改良事業の認可	(農村整備課) ……………	7
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	7
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	9
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	9
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	9
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	10
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	10
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	10
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	10
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	11
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	11

- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ……………11
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……………12
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ……………12
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………12

公 告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) ……………13
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ……………14
- 教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) ……………17

告 示

福岡県告示第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成24年3月16日から3月30日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成24年3月16日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容  
遠賀都市計画道路3・4・10号広渡別府線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
遠賀郡遠賀町遠賀川一丁目の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課

遠賀町まちづくり課

福岡県告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小 川 洋

北九州都市計画道路を変更（北九州都市計画道路3・1・1号12号線、3・2・61号11号線の変更）

福岡県告示第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小 川 洋

飯塚都市計画道路を変更（飯塚都市計画道路3・4・4号西町天道線、3・4・7号菰田川津線、3・5・16号柏木町立岩線、3・5・18号菰田鶴三緒線の変更）

福岡県告示第412号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営吉井地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成24年3月16日から 平成24年4月16日まで	うきは市役所 久留米市役所

**福岡県告示第413号**

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営吉井地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	平成24年3月16日から 平成24年4月16日まで	うきは市役所

**福岡県告示第414号**

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営吉井地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	平成24年3月16日から 平成24年4月16日まで	うきは市役所 久留米市役所 朝倉市役所朝倉支所

**福岡県告示第415号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第557号北九州都市計画道路事業3・4・69号黒崎本城線〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次の

ように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

**1 事業施行期間**

平成16年3月31日から平成25年3月31日まで

**2 事業地**

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

**福岡県告示第416号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第558号北九州都市計画道路事業3・5・206号前田熊手線〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

**1 事業施行期間**

平成14年9月6日から平成25年3月31日まで

**2 事業地**

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

**福岡県告示第417号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年3月福岡県告示第461号福岡都市計画道路事業3・3・90号鳥飼梅林線〔福岡市施行〕の変更

を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成12年1月28日から平成27年3月31日まで

2 事業地

(1) 取用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第418号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年2月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ岡垣店<sup>ハ</sup>

(2) 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町大字高倉字中縄手673番ほか

3 大規模小売店舗の所在地

変更前

変更後

福岡県遠賀郡岡垣町大字高倉字中縄手6691番 1ほか	福岡県遠賀郡岡垣町大字高倉字中縄手673番 ほか
-------------------------------	-----------------------------

福岡県告示第419号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成24年2月7日

福岡県告示第420号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成24年2月8日

福岡県告示第421号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するの

で、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（1、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
飯塚市大分地域	平成24年2月21日から 平成24年3月26日まで

福岡県告示第422号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 実施の目的

家畜の監視伝染病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、オーエスキー病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）及び腐<sub>そ</sub>蛆病の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため

2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法

ブルセラ病	知事がブルセラ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び補体結合反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
結核病	知事が結核病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	血清学的検査（酵素免疫測定検査）、細菌検査、ヨーニン検査、疫学的検査及び臨床検査
伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	酵素免疫測定検査、ウエスタンブロット検査、免疫組織化学的検査及び疫学的検査
馬伝染性貧血	知事が馬伝染性貧血の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている馬のうち、知事が必要と認めたもの	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
オーエスキー病	知事がオーエスキー病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	血清学的検査（ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査



家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）	知事が家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている鶏のうち、知事が必要と認めたもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査）、細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
腐蝕病	知事が腐蝕病の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されているみつばちのうち、知事が必要と認めたもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
高病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザの発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めたもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査及び酵素免疫測定検査）、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
イバラキ病	知事がイバラキ病の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
牛流行熱	知事が牛流行熱の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

## 福岡県告示第423号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（浦田地区）	平成23年11月21日

## 福岡県告示第424号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームプラザナフコ鞍手店
- (2) 所在地 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2103番5ほか

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

歩行者及び車両の安全の確保を十分に対策されますようお願いいたします。

当該店舗周辺の道路は通学路となっており、登下校時などに来退店車両との交通事故等が発生しないよう、児童の安全対策に十分配慮するとともに、学校やPTAからの要望等に対して誠実な対応をお願いします。

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

「鞍手町安全安心まちづくり条例」第4条の規定に基づき、日常における安全の確保の取り組みをお願いします。また、安全安心まちづくりにおける町が行う施策へのご協力もお願いします。

青少年健全育成の観点から、十分な非行防止対策を実施していただくようお願いします。

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

大規模小売店舗届出書の遵守をお願いします。

福岡県告示第425号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フレスポ豊前

(2) 所在地 福岡県豊前市大字吉木994-1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第426号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルシヨク不知火店

(2) 所在地 福岡県大牟田市不知火町三丁目3番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

変更届出書（平成24年1月16日付け113-48）の記載どおりの変更で問題ない。

福岡県告示第427号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	事業名	認可年月日
糸島郡志摩町土地改良区	農業用排水施設整備事業 (熊添地区)	平成24年2月29日

福岡県告示第428号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所  
八女市矢部村北矢部字蕨原井手口259の2、字詰ノ下261の2、265の2、267の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

**福岡県告示第429号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年12月11日農林水産省告示第2030号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第430号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年12月17日農林水産省告示第2068号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第431号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和43年6月25日農林省告示第840号（2、4及び5に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第432号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知



を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年12月3日農林水産省告示第1964号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第433号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年7月6日農林水産省告示第1124号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第434号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年1月27日農林水産省告示第205号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第435号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和56年1月31日農林水産省告示第89号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第436号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月15日農林水産省告示第1817号（3から5に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第437号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年12月8日農林水産省告示第1562号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第438号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年12月8日農林水産省告示第1561号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第439号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年12月11日農林水産省告示第2030号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第440号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和55年11月20日農林水産省告示第1528号

2 変更に係る指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第441号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年11月11日農林水産省告示第1802号

2 変更に係る指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに飯塚市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第442号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年11月10日農林水産省告示第1771号

2 変更に係る指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	
八 女 県 道	船小屋 停車場線 水 田		前	筑後市大字津島400番2先から 筑後市大字常用1064番1先まで	7.8 ～ 19.6	416.8	
			前	筑後市大字津島1065番4先から 筑後市大字常用1064番1先まで	14.4 ～ 29.5	871.0	うち県道八女瀬高線重用延長333.0メートル
			後	筑後市大字津島1065番4先から 筑後市大字常用1064番1先まで	14.4 ～ 29.5	871.0	うち県道八女瀬高線重用延長333.0メートル

福岡県告示第444号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小 川 洋

売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日

新	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 行橋市門樋町7-5 株式会社福岡銀行行橋支店	平成24年 4月23日
旧			福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 行橋市中央3-1-22 株式会社福岡銀行行橋支店	

福岡県告示第445号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月16日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 イオンモール筑紫野
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市大字立明寺434-1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
児童生徒の通学時間帯においては、交通安全確保を十分図っていただきたい。

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力  
意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項  
騒音規制法第2種区域指定となっており、周辺地域に特に配慮していただきたい。
- (6) 廃棄物に係る事項等  
意見なし
- (7) 街並みづくり等への配慮等  
意見なし
- (8) その他  
意見なし

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年3月16日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
  - ・男性警察官用防寒服I種ほか
  - ・男性警察官用雨衣ほか
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加できない者
    - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
    - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
  - エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
  - イ 年間売上高
  - ウ 自己資本金
  - エ 流動比率
  - オ 経営年数
  - カ 障害者雇用状況
  - キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
    - 次の書類を知事に提出するものとする。
    - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
    - イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個



人によっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
  - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
  - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
  - カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
  - キ 役員名簿
  - ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
  - ケ 営業概要表（様式第5号）
  - コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
  - サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
  - シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
  - ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
  - セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
  - ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
  - タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
  - チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）  
ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班  
イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年4月4日（水）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

ア 男性警察官用防寒服Ⅰ種ほか 種類及び数量の詳細について仕様書による  
イ 男性警察官用雨衣ほか 種類及び数量の詳細について仕様書による

(2) 契約内容及び特質等  
入札書による。

(3) 契約期間  
契約締結日から平成25年3月31日まで

(4) 納入場所  
福岡県警察本部装備課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県一告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先  
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格  
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号） 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成24年4月25日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者の契約

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA又は同規模の実績を持つA（履行証明書を提出すること）
12	01	百貨	

イの契約

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA又は同規模の実績を持つA（履行証明書を提出すること）
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	
12	01	百貨	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号） 092-641-4141（内線2590）

（FAX） 092-641-1712

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成24年3月16日（金曜日）から平成24年4月24日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

## (1) 提出場所

5の部局とする。

## (2) 受領期限

平成24年4月25日（水曜日）午後5時45分

## (3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

## 10 開札の場所及び日時

## (1) 場所

福岡県警察本部地下1階北側入札室

## (2) 日時

ア 平成24年4月26日（木曜日）午前10時00分

イ 平成24年4月26日（木曜日）午前10時30分

## 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際に入札者又はその代理人のすべてが立ち会っており、そのすべてが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

## (1) 金額の記載がない入札

## (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

## (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

## (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

## (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

## (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

## (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

## (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) General descriptions of the contracts that are going to be bid for
  - ア A contract for heavy winter clothing and other for male police officers by per-piece cost
  - イ A contract for reversible raincoats and other for male police officers by per-piece cost
- (2) Time Limit of Tender  
5:45 PM on April 25 , 2012
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office  
7-7,Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan  
TEL 092-641-4141 (Ext.2590)

**公安委員会**

**福岡県公安委員会告示第55号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成24年3月16日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類  
教習指導員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類  
道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。
- 3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成24年4月19日（木曜日） 午前9時00分～午後3時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会
平成24年4月20日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会
平成24年4月23日（月曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	北九州市門司区大字畑120番地 アイルモータースクール門司
平成24年4月24日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	柳川市大和町豊原100番地 柳川自動車学校

- 4 審査の申請手続等及び受付期間
  - (1) 審査の申請手続等
    - ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）を複写したものと及び審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。
    - イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。
    - ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
    - エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。  
なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還

は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年4月9日（月曜日）までの（福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年4月9日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

- (1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092-566-2892